

●香川県告示第24号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年2月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 形質変更時要届出区域

仲多度郡多度津町桜川二丁目甲174番の2の一部、388番1の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）